

新旧対照表

博物館法施行細則

旧	新
<p>(省略) (新規)</p>	<p>(省略) (定期報告)</p>
	<p><u>第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書（第6号様式の2）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りではない。</u></p>
<p>(省略) (市報による公告)</p>	<p>(省略) (公表)</p>
<p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を<u>横浜市報で公告するものとする。</u> (省略)</p>	<p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を<u>インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u> (省略)</p>

旧

新

新規

第6号様式の2

第6号様式の2（第5条の2）

定期報告書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所  
名 称  
電 話

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
博物館の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
学芸員の人数（ 年 月 日現在）	人
博物館資料の数（ 年 月 日現在）	点
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無

活動実績

(A4)